

ガイドブック

成年後見制度

せいねんこうけんせいど

家族が認知症に

家族が認知症で、銀行のお金を引き出せない。通帳を無くしたと何度も再発行している。

公共料金や様々な支払いができなくなった。



高齢者を狙ったサギ

一人暮らしの親が最近、高額な商品を、知らない業者から買わされたみたい。

悪徳業者にだまされていないかな。



障がいのある子どもが心配

将来、障がいのある子どものお金の管理などができなくなったとき、親亡き後が心配です。福祉サービスの利用契約など、どうしたらいいだろう。



老後の財産管理が心配

頼れる人がいないので、いざという時に自分の財産管理や身の回りの契約や支払いをどうしよう。老後に備えて今から考えたい。



お困りではありませんか？



成年後見制度のあらまし

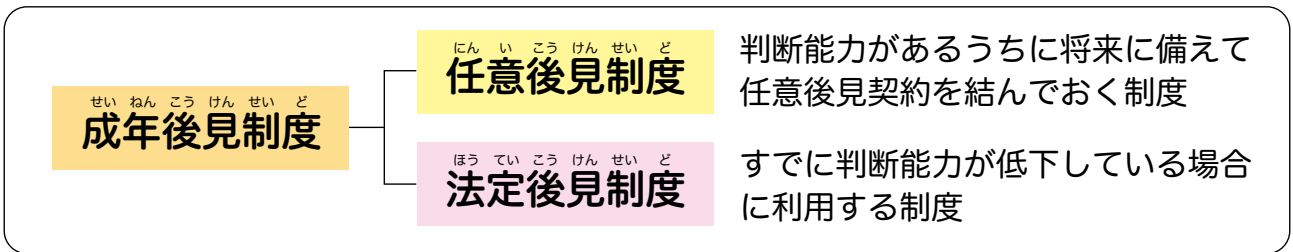
成年後見制度は、認知症や障がいなどにより自分で十分な判断を行うことが難しい人のために、権利や財産を守る制度です。



判断能力が不十分な方々（認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など）が、医療や介護に関する契約を結んだり、預金の払戻しや解約、家族が亡くなった場合の遺産分割の協議、自分の持っている不動産の売買などをする場合に、本人に不利益な結果を招かないよう、本人を保護して支える人が必要になります。

このように、判断能力が不十分な方々のために、支援する人を選び、この支援者が本人のために活動するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、2つの制度から成り立っています。



成年後見人等の仕事とは

成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、必要な契約を結んだり財産を管理したりすることによって、本人を保護・支援します。

1 本人が安心した生活を送れるよう見守りや手続きを行う

支援者とともに本人の意志を可能な限り確認した上で、生活や健康に配慮し安心した生活が送れるように、必要な介護や医療などの契約を結びます。

ただし、食事の世話や実際の介護などの事実は後見人の仕事ではありません。また医療同意や施設入所の際の身元保証人はできません。



2 本人の財産を管理する

本人の預貯金通帳などを管理し、年金などの収入の受け取りや日常生活における費用の支払いを行います。

また、本人が不利益な契約（詐欺・悪徳商法など）を結んでしまった場合、取り消しをします。



3 家庭裁判所に報告する

家庭裁判所に財産管理や活動状況を定期的に報告し、必要な指示を受けます。



※成年後見人等は、福祉サービスや入院等の契約、財産管理のほか、本人が十分に理解できないまま結んだ契約の取り消し等を行うことができます。

しかし、成年後見人等は、何でも代わりにできる人ではありません。できないことが起こった場合は、本人や家族、手伝ってくれる方に協力をお願いします。

「成年後見人等がついたから、家族の役割がなくなってしまう…」ことはありません。家族・専門職・地域と一体となって本人を支える必要があります。

● 成年後見人等は本人に代わって、たとえば、次のことを支援します



医療や福祉サービスの契約



お金の管理、支払い



不利益な契約の防止



不動産などの管理

● 成年後見人等では次のことができません ※任意後見や親族がおこなう場合等を除く



手術や医療の同意



本人の保証人(本人の借金の連帯保証人など)



本人の直接的な介護



本人が亡くなった場合の喪主、葬儀を行う

どんな人が成年後見人等になれるの？

成年後見人等は、本人のためにどのような支援が必要かなどの事情に応じて、ふさわしい方を家庭裁判所が選びます。成年後見人等は、一人が選任される場合もあれば、複数を選任される場合もあります。

このような人たちが、成年後見人等選ばれています



成年後見制度利用までの流れ

（**認知症・知的障がい・精神障がいの方**）
判断能力が不十分な方



法定後見制度

後見等開始の審判申立て

- 申立てできる人
本人、配偶者、四親等内の親族
市長（申立てする人がいない場合）ほか
- 準備すること（例）
 - ・家庭裁判所で申立書類の一式を入手する
（インターネットからのダウンロードも可能）
 - ・主治医へ診断書の作成を依頼する
 - ・本人の親族から同意書をもらう
 - ・財産目録、本人の収支予定表を作成し、財産や収支を裏付ける資料（預貯金通帳や年金通知書等のコピー）を準備する
- 必要なもの（例）
 - ・申立書、各種照会書等一式
 - ・本人の戸籍謄本、本人の住民票
 - ・本人の登記されていないことの証明書
 - ・成年後見人等候補者の、戸籍謄本・住民票
 - ・申立て費用

収入印紙（申立手数料）	800円～ 2,400円
収入印紙（登記手数料）	2,600円
郵便切手	約3,000円～ 5,000円程度
鑑定費用（裁判所が鑑定が必要であると判断した場合）	5～10万円程度
- 申立先
本人住所地を管轄する家庭裁判所
※北上市民の場合は、盛岡家庭裁判所花巻支部
- その他
審判申立の様式、申立書類・費用一覧表は裁判所のホームページからダウンロードが可能です

判断能力が不十分になったときに備えて準備する方



任意後見制度

任意後見契約の公正証書作成

- 契約する人
本人（判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人と契約しておく）
- 契約するために決めておくべきこと
 - ・本人は誰に支援してほしいか（任意後見人を誰に頼みたいか）
 - ・本人は任意後見人に何をしてほしいか（支援内容）
 - ・任意後見人に対する報酬の金額
- 契約書の作成場所
 - ・最寄りの公証役場
 - ※任意後見契約は、公証人が作成する公正証書である必要があります

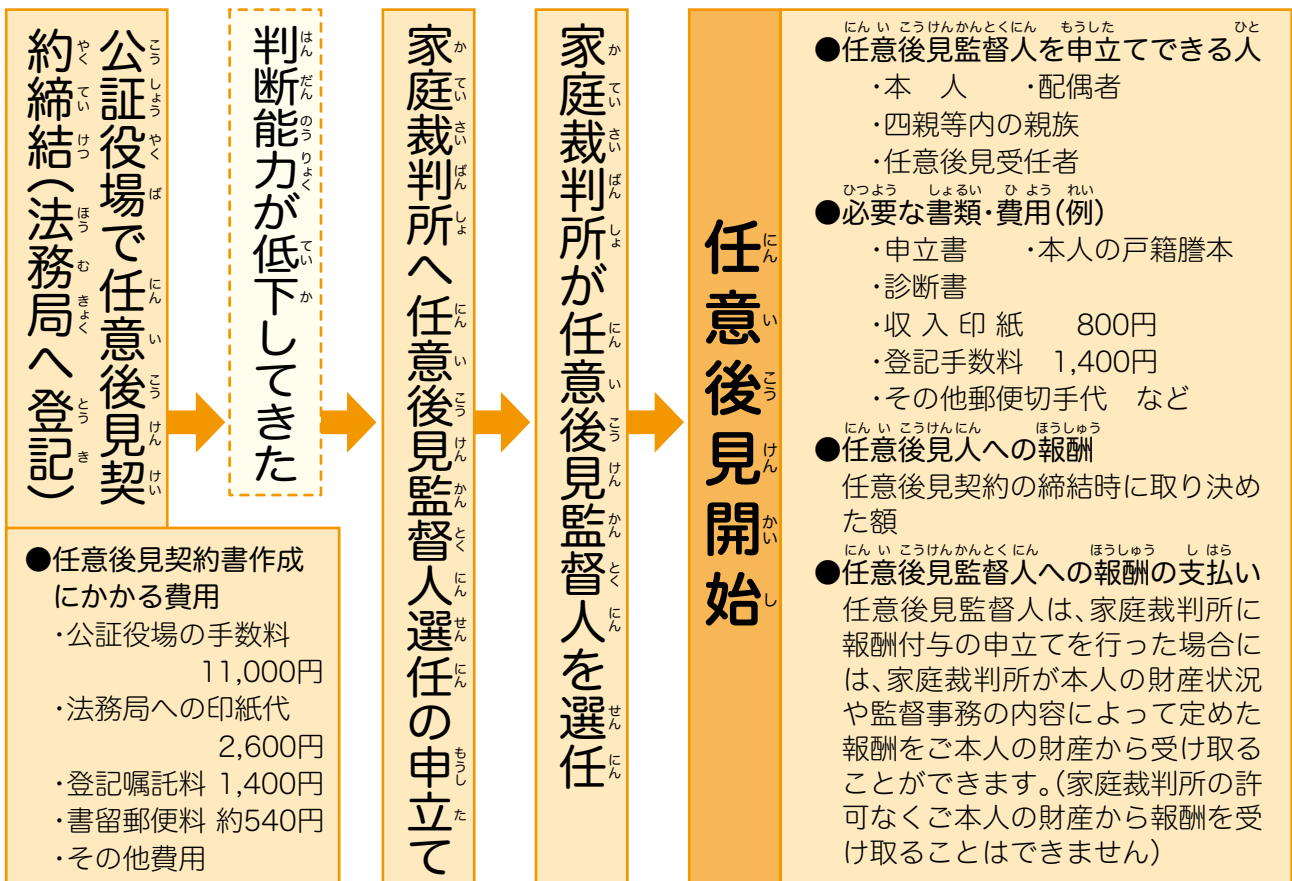
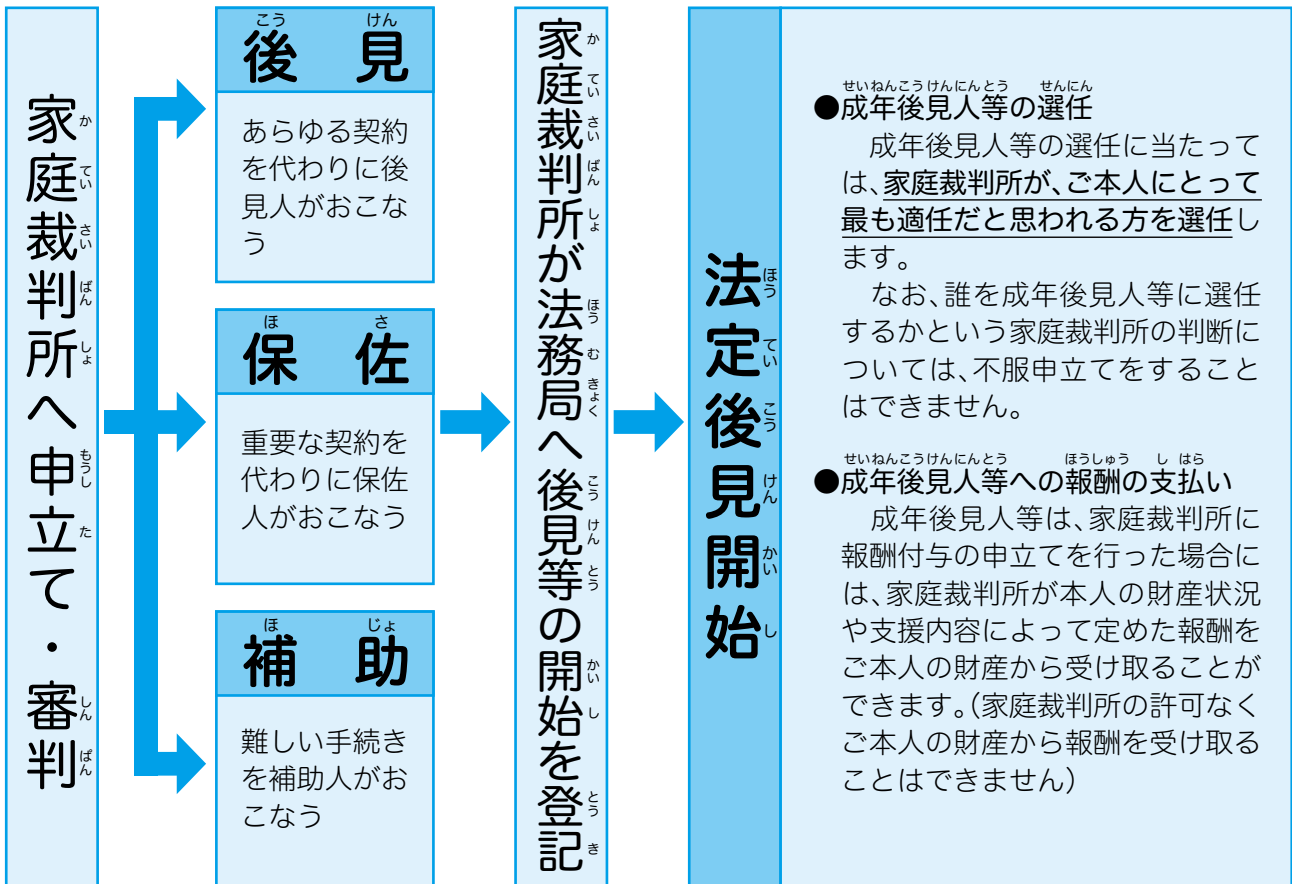


委任契約（財産管理・身上保護等）

判断能力のあるうちから支援を受けるための契約

委任契約（死後事務）

亡くなった後の諸手続き



成年後見制度の類型

法定後見制度

任意後見制度

類型	後見	保佐	補助	任意後見契約
ご本人の判断能力	欠けているのが通常の状態	著しく不十分	不十分	判断能力あり
	全ての契約を代わりに手続きしてほしい	重要な契約を代わりに手続きしてほしい	難しい手続きを手伝ってほしい	
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	日常の買物などの生活に関する行為以外の行為	重要な財産関係の権利行為など（借金、相続の承認など、民法第13条第1項に規定する行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為）	申立ての範囲内で裁判所が定める行為【民法第13条第1項に規定する行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築などの一部に限りまです）】（本人の同意が必要です）	任意後見契約で定めた行為
成年後見人等が代理することができる行為（※1）	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が定める行為（本人の同意が必要です）	申立ての範囲内で裁判所が定める行為（本人の同意が必要です）	

- ※1 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
- ※2 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

成年後見制度のこと、もっと知りたい!! Q&A

Q1 成年後見人等の報酬は、どのくらいかかるの？

成年後見人等への報酬は、本人に行った支援内容及び本人の資産等から適切と思われる金額を家庭裁判所で判断し決定するように、法律で定められています。

「成年後見人等の報酬額のめやす」（平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部）より抜粋

- **基本報酬**
月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円。
- **付加報酬**
身上保護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

Q2

本人に関する費用は
どこから支出するの？

成年後見人等の報酬や、手続き、訪問等で発生した交通費など、本人に関わる費用は、本人の収入内から負担することになります。

本人の収入や支出が、家族の中でまとめて管理されている場合は、今後の生活費や本人に関わる費用の分担を話し合う必要があります。

Q4

成年後見人等には、
どのような人がなりますか？

親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者の専門家を、後見人等として希望する(申立書に記入する)ことができます。

しかし、誰が成年後見人等になるかを最終的に決定するのは家庭裁判所になりますので、必ずしも希望した人(例えば親族など)が成年後見人等になるとは限りません。

(※任意後見人の場合を除く)

*本人の財産が多いときは、成年後見人等の他に成年後見人等を監督する成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人)が、家庭裁判所の判断で選任される場合もあります。

Q6

専門職に後見人候補者をお願いする
場合、専門職ごとに得意とする分野を
教えてほしい。

●弁護士

管理財産が高額／債務整理・交通事故等の法的対応が必要／虐待がある等、複雑で困難な場合

●司法書士

不動産の相続、売買／債務整理／遺産分割協議がある場合

●社会福祉士

身上保護が中心の場合

●行政書士・社会保険労務士

官公署への申請等による財産管理や身上保護を必要とする場合

※身上保護とは、本人の生活・医療・介護などに関する契約手続きの支援をいいます。例えば本人に代わって福祉サービスの契約を行うこと等をいいます。

Q3

申立てをしてから審判が決定するまで
どのくらい期間を要しますか？

本人が抱えている課題や後見等候補者の有無などにより異なりますが、通常は1か月から3か月程度です。

Q5

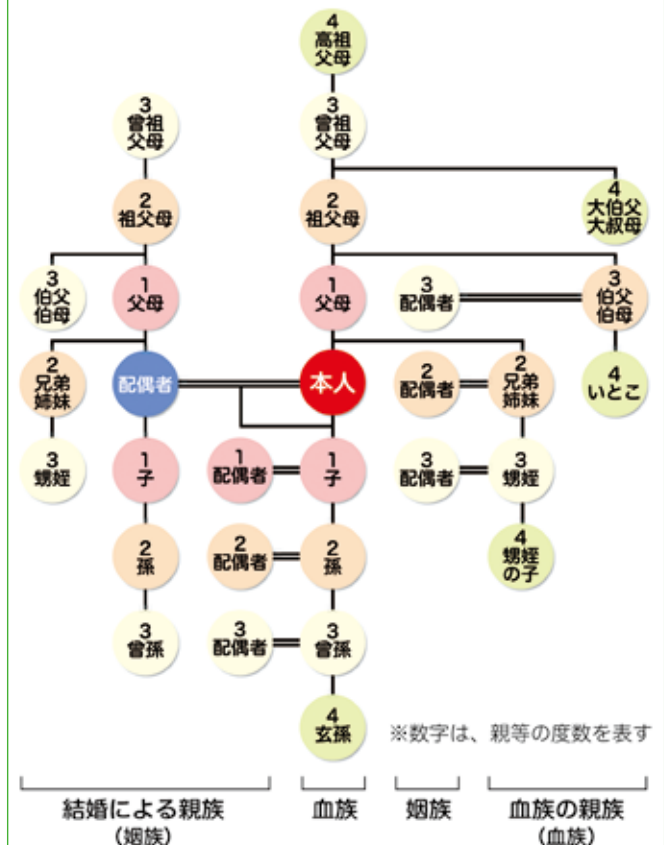
成年後見人等の業務は、
いつ終了するのですか？

成年後見人等の業務は、基本的に本人が亡くなるまで続きます。ただし、成年後見人等が病気などの理由で業務の遂行が困難になったときなど、特別な理由がある場合には、家庭裁判所の許可を受けて、辞任することができます。

Q7

申立てができる人の中に四親等以内の
親族とありますが、その範囲を具体的に
教えてください。

四親等内の親族図



けんりようご せいねんこうけんせいど
権利擁護・成年後見制度について

きたかみしけんりようごしえん
北上市権利擁護支援センター

そうだん
にご相談ください



将来の暮らしに不安のある方、これから備えたい方など、成年後見制度の利用や権利擁護についてご相談ください。実際に制度を利用されている方、その家族（家族が成年後見人等を受任している場合など）からのご相談も受け付けております。

権利擁護とは、生活上の困りごとを抱えた高齢者・障がい者を、財産管理におけるトラブルや虐待、消費者被害等の権利侵害から守ることであります。

きたかみしやくしよ ちようじゆかいごか こうれいふくしがり
北上市役所 長寿介護課 高齢福祉係

住所：〒024-8501 北上市芳町1-1
 TEL：0197-72-8324
 FAX：0197-64-0287
 メール：choju@city.kitakami.iwate.jp



しょうしや こま そうだんまどぐち
障がい者のお困りごと相談窓口

相談窓口	住所	電話番号
相談支援事業所 萩の江	新穀町1-7-3 2	65-6330
相談支援センターさくら	本通り2-1-10	63-2039
自立生活支援センター北上	本通り2-2-1	63-7289
北上市社会福祉協議会 指定障害者相談支援事業所	常盤台2-1-6 3	64-1212

こうれいしや こま そうだんまどぐち
高齢者のお困りごと相談窓口

相談窓口	担当地区	住所	電話番号
地域包括支援センター 本通り	黒沢尻東 黒沢尻西	本通り4-10-11	72-7254
地域包括支援センター いとよ	黒沢尻北 飯豊	村崎野17-115-3	62-4100
地域包括支援センター 北上中央	相去 鬼柳	大堤西2-6-5	72-6178
地域包括支援センター 展勝地	立花・黒岩・口内 稲瀬・二子・更木	立花10-36-1	61-0225
地域包括支援センター わっこ	和賀 江釣子	上江釣子17-117-1 (北上市役所江釣子庁舎1階)	77-5055